

(別 紙)

「監査法人のガバナンス・コードの適用状況」

原則1 監査法人が果たすべき役割

原則・指針		対応状況	参考(本編)
監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。		当法人は、公益的な役割を果たすため、統括代表社員が全専門要員に対し、面談等によりその考え方や基本方針等を明らかにして意見交換を行うと共に、当法人内の専門要員間のコミュニケーションが自由にできる風土を醸成することにより、その能力を発揮する環境を整え、監査の品質の持続的向上を図っております。	
指針 1-1	監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。	監査業務の品質を合理的に確保するために、最高意思決定機関である社員総会、監査品質を持続的に向上させる機動的かつ実効的な組織運営を図るための経営会議、その下に業務執行を行う品質管理本部及び監査事業本部を設置し、社員は社員総会での意思決定を行うとともに、所属する経営会議、品質管理本部及び監査事業本部の活動によりその職責を果たしております。品質管理システムに最終的な責任を負う統括代表社員は、月次開催する本部会議、事務所内研修会、全専門要員との個人面談等により、監査の品質の持続的な向上に向けた自らの姿勢を発信しております。	I.1.
指針 1-2	監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。	当法人は、公認会計士及び監査法人の使命を自覚し、プロフェッションとしての行動を通じて、資本市場の活性化に奉仕することを示し、それを実践するため監査業務の品質をより重視する風土を醸成し、品質管理体制をより強固なものとするため「基本理念」および専門要員の「行動基準」を定め、当法人の「監査の品質管理規程」において明示しております。	I.1.
指針 1-3	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。	専門要員の人事考課においては、公平性、公正性を確保し、専門職員及び社員に対して監査の品質に関わる事項を重視し、昇給や昇進へ反映することを人事考課規程等で明示して周知しております。また、当該過程で社員又は統括代表社員による個人面談を実施し、専門要員とのコミュニケーションを通じて職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮するように動機付けを行っております。	II.1.(3)①
指針 1-4	監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。	当法人の専門要員は70人程度であり、全専門要員の顔が直接見られ、社員、専門職員を問わずお互いにコミュニケーションが可能な事務所内の執務環境を整えており、その中で会計監査を巡る課題や知見、経験に関して日常的にコミュニケーションが可能となっております。一方で、定期的を実施する社員と専門職員、統括代表社員と専門職員、統括代表社員と社員の個人面談を実施し、双方向の自由な意見交換を実施しております。また、全社員が参加し品質管理に関する事項を主な対象とし、当法人全体、品質管理本部及び監査事業本部に関わる懸案事項、課題等について議論する本部会議を設置し、毎月オープンな議論等を行っております。	I.1. II.1.(1)①イ II.1.(3)①
指針 1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	当法人は、従来から財務書類の監査又は証明の業務を主に行っております。非監査業務については、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ、高品質な専門業務の提供が可能な範囲での受嘱に限っております。また、社員が副業として自己又は第三者のために非監査証明業務を行う場合には、利益相反や独立性の懸念に対処するため当該社員以外の全社員からの承諾を受けなければならないこととしております。	II.1.(2)④ II.1.(3)⑩
指針 1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているかを明らかにすべきである。	当法人は、Baker Tilly International(以下「BTI」と記載します。)に加盟しており、BTIのネットワーク・ファームです。ネットワークにおける事業体間の相互の協力を目的として共通のブランド名を掲げた上で高品位の監査を提供しつつ、共通の事業戦略を持っておりますが、BTIとの加盟契約において支配、被支配にない、緩やかな関係です。	I.2.(8)

原則2 組織体制

原則・指針		対応状況	参考(本編)
監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営(マネジメント)機能を発揮すべきである。		当法人は、業務全般にわたる意思決定を組織として機動的、実効的に行うため経営会議を設けており、その配下に品質管理本部及び監査事業本部を配置し、法人全体の組織的な運営による監査の品質の持続的な向上を図っております。	
指針 2-1	監査法人は、実効的な経営(マネジメント)機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	当法人の最高意思決定機関としての無限連帯責任社員(全 16 名)による社員総会の決議事項を除く、業務執行に係る基本方針を決定し、これに基づく業務全般にわたる意思決定を行い、監査品質を持続的に向上させる機動的かつ実効的な組織運営を図るため、代表社員 3 名及び社員総会で選任された社員により構成される経営会議を設置しております。	II.1.(2)①
指針 2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・ 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与 ・ 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	・ 監査品質に関する事項を主な対象として、品質管理本部及び監査事業本部それぞれの執行状況について報告を行い、情報共有を図ると共に、把握した懸案事項、発生した問題点及び課題等について提議・提案、審議し、当該事項の対応に係る方針及び施策を決定する本部会議を設置しております。本部会議は全社員により構成され、統括代表社員が議長を務め毎月開催しております。 ・ 品質管理本部の下に品質保証部、審査部、モニタリング部、監査事業本部の下に監査事業部、人財部、情報システム部、管理部を設置し、各部の部長及び部員として社員を配置し、これらの活動を通じて収集した監査上のリスクや経済状況を含む監査環境に関する状況を本部会議において共有し、必要な対応に係る方針及び施策を決定しております。 また、被監査会社に対しては、通常、監査現場に監査責任者(業務執行社員)が出向くこととしており、被監査会社の経営者、監査役等との定期的な意見交換の他、随時、内部監査部門、財務部門等の会社関係者とのコミュニケーションを行いその深度を深めております。	II.1(1) II.1.(1) II.1.(2)
	・ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備	・ 品質管理目標に掲げられた人材の能力開発及び維持を目的として「教育・研修プログラム」を定め、研修等を実施しております。また、人事管理に関しては、監査の品質を重視した人事考課規程を定め、公正、公平な人事考課及び社員、統括代表社員による面談等を実施しフィードバックを行うことにより、専門要員の士気を高めることとしております。	II.1.(3)① II.1.(3)④
	・ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化(積極的なテクノロジーの有効活用を含む。)に係る検討・整備	・ 監査における業務の効率化の一環として監査調書等の電子化を推進しております。2025 年 3 月期決算においては上場会社及びその主要な子会社について監査調書の電子調書化を完了し、2026 年 3 月期決算については全ての金融商品取引法及び会社法監査対象会社の監査調書を電子化いたします。これに伴い、情報セキュリティの観点からのエンドポイント端末(PC)のシンクライアント化のための環境整備を早急に行う予定です。また、監査業務における IT ツールの利用によるデータ分析等を積極的に活用することを検討しております。	II.1.(4)① II.1.(4)②
指針 2-3	監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。	経営会議の構成員である社員の選任は、監査業務に係る専門的知識や実務経験、職業倫理感のみならず、法人経営に係る総務、人事、IT、品質管理、研修、国際業務等の知見の程度、自らが当監査法人の社員として経営機能を果たす意識を持っているかという点にも留意しつつ代表社員の推薦に基づき、社員総会決議にて行っております。	II.1.(2)①イ

原則3 組織体制(第三者知見)

原則・指針		対応状況	参考(本編)
<p>監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>		<p>当法人は、経営機能の実効性を監督・評価する機関として監査委員会を設置し、その委員には独立性の観点から経営会議等の構成員ではない社員2名を社員総会で選任しております。また、監査委員会がその機能を十分に発揮するため、独立した第三者である「一般社団法人監査支援機構」をオブザーバーとして配置しその知見を活用しております。</p>	
指針 3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けなかった場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>当法人の経営を担う経営会議の構成員以外で、かつ、経営に関し業務執行する監査事業本部及び品質管理本部の各部の部長以外の社員2名で監査委員会を組成し、代表社員を含む経営会議の監視を行っております。</p>	II.1.(2)①
指針 3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>指針3-1に記載の監査委員会がその機能を発揮するため、外部の第三者である「一般社団法人監査支援機構」をオブザーバーとして配置し、その知見を活用しております。</p>	II.1.(2)①ハ II.1.(2)③
指針 3-3	<p>監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与 ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与 ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与 ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与 ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与 	<p>監査委員会及びそのオブザーバーである「一般社団法人支援機構」は、経営機能の実効性向上に資する助言・提言、組織的な運営の実効性に関する評価への関与、人財育成、人事管理・評価及び報酬に関する方針の策定への関与等を通じて経営の実効性を支援する機能を確保しております。</p>	II.1.(2)③
指針 3-4	<p>監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。</p>	<p>指針3-3の役割を果たすために監査委員会が必要と判断した情報は全て監査委員会に提供し、統括代表社員による説明を行っております。また、外部の第三者である「監査支援機構」と経営会議メンバーとの面談の機会を設け、必要な情報を提供しております。</p>	II.1.(2)①ハ II.1.(2)③

原則4 業務運営

原則・指針		対応状況	参考(本編)
監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。		当法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制として経営会議の下に品質管理本部及び監査事業本部を設けております。品質管理本部は品質保証部、審査部、モニタリングにより、また、監査事業本部は監査事業部、人財部、情報システム部、管理部により構成され、それぞれ各部がその役割を果たすことにより、人材の育成・確保の強化や法人内及び被監査会社等との間における有効なコミュニケーションの実施が図られております。	
指針 4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	月次開催の本部会議では、各部の担当社員が業務の品質管理事項を中心に執行状況について報告し、監査現場における密接な実務的事項について社員間の積極的意見交換の場としております。当該会議で検討し決定された事項を明確に記録し、文書配布や研修会等を通じて全専門職員に浸透させ、意見交換や議論も行ってまいります。	Ⅱ.1.(2)①、②
指針 4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	人材の育成については教育・研修プログラムを定め、これに沿って実施しております。人事評価は社員及び職員ともそれぞれの監査の品質管理を重視した人事考課規程に基づき実施するとともに統括代表社員との個人面談時に職業的懐疑心を適性に発揮できているかの観点に留意して実施し、代表社員協議によりこれらを反映して決定しております。	Ⅱ.1.(3)①イ.ロ.
指針 4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 ・ 監査法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること ・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること ・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること ・ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査責任者(業務執行社員)については、適正及び能力等を法人内のルールに沿って評価し、監査業務に配置しております。当該監査責任者が監査業務チームに必要な人員を人財部に要求し人財部と協議の上、バランスの取れた配置を行うこととしています。 ・ 非監査業務を実施する際には、当該業務を通じて必要な知見や経験が得られるように専門要員を選抜し配置しております。また、専門要員に事務所内研修における講師の割当や、品質管理に係るモニタリング活動へ参加を通じて幅広い知見や経験を獲得する機会を与えております。 ・ 人事考課等に基づく専門要員の会計監査に係る知識や経験を人財部が一元的に把握し、監査チームへの配置等に活用しております。 ・ IT 監査に関する能力開発を図るため、公認情報システム監査士(CISA)の資格を有する者が主催する外部研修会に参加させております。このほか、当法人の教育・研修プログラムにおいて、事務所外の研修への参加や監査業務に有益な資格の取得等を推奨しており、必要な場合には当該研修費用を補助することとしております。 	Ⅱ.1.(3)①ロ.③ Ⅱ.1.(2)④ Ⅱ.1.(3)①ロ Ⅱ.1.(3)④、⑨
指針 4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	品質重視の観点から監査責任者(業務執行社員)が監査現場に直接出向くことを基本とし、これを有効に活用して被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門をはじめとした会社関係者間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても適時適切に深度あるコミュニケーションを行うことで必要十分な情報収集や意見交換を行っております。	Ⅱ.1.(1)①イ
指針 4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することが無いよう留意すべきである。	内部通報制度及び専用の受付窓口(ホットライン)を設置しており、ホットラインは当法人のホームページで公表しており、当法人のほか、外部の法律事務所を通報窓口としております。受け付けた情報については、直接受け付けた代表社員の恣意性が介入しないように、他の代表社員及び部長会(各部長)にその受付状況を月次報告することにしており、内部通報者が不利益を被る危険を懸念することがないような仕組みとしております。	Ⅱ.1.(2)③ホ

原則5 透明性の確保

原則・指針		対応状況	参考(本編)
監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。		当法人では「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を毎年12月に発行する方針としており、また、日本公認会計士協会のホームページにおいて、統括代表社員による「監査品質の向上に向けた取組み」に関する解説動画も公開し、透明性の確保の一助としております。	
指針 5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	本原則の適用状況や会計監査の品質向上に向けた取組については、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を発行しており、当法人のホームページにおいて公開しております。	
指針 5-2	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢 ・ 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針 ・ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報 ・ 監査法人における品質管理システムの状況 ・ 経営機関等の構成や役割 ・ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 ・ 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 ・ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) ・ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 ・ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 ・ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 ・ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価 	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」をご参照ください。	

原則・指針		対応状況	参考(本編)
指針 5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 ・ グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的(会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。) ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 ・ 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」をご参照ください。	I.2.(8) II.1.(6)
指針 5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	指針 3-3 に記載のとおりです。	
指針 5-5	<p>監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。</p>	指針 3-1 に記載のとおりです。	
指針 5-6	<p>監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。</p>	指針 3-3 に記載のとおりです。	